IRODORI COMYUNAS

彩り（いろど）コミュナス

埼玉県行政書士会情報誌

Vol.22



【巻頭グラビア】福岡河岸記念館［ふじみ野市］

- こどもまんなか社会を目指す“こども家庭庁”
- 《特集》日本のシゴト「自助・共助を呼びかける防災行政」
- 行政書士の業務／定期無料相談会のお知らせ
- 各支部のご案内



明治の船問屋を今に伝える
ふじみ野市立福岡河岸記念館

江戸時代から明治時代にかけて、新河岸川では舟運が盛んでした。

福岡河岸で回漕問屋（船問屋）として栄えた旧福田屋（ふじみ野市指定文化財）の建物を保存・公開しているのが福岡河岸記念館です。

一九九六（平成八）年に開館し、新河岸川の舟運の歴史や当時の問屋の暮らしを展示して郷土の歴史と文化を伝えています。

川を行き交う船が一望できる高台の上に築かれていて、中でも木造三階建ての離れは、川の対岸から望むと頭一つ突き出たその姿が天守閣のように見えるため、地域のランドマーク的な存在となっています。



船問屋 旧福田屋の建物が並ぶ福岡河岸記念館



主屋


帳場から奥の間（書院）を望む



幕末の思想家で水戸藩士の藤田東湖が書いた額の複製

菱格子



台所棟






台所棟では問屋で働く大勢の人々や、家族の食事をまかなうために使われた、食器類や炊事道具を展示。土かまど、囲炉裏、流しも復元されている





離れは、衆議院議員・剣道家として名をなした十代目星野仙蔵によって、接客用として明治後期に建てられました。明治期の木造三階建てで、住居として現存する県内唯一の建造物です。


新河岸川にかかる養老橋を三階から見下ろす

通常は非公開
三階



床の間


濃緑と乳白のギヤマンが美しいステンドグラス




腰板の近江八景の浮き彫り

通常は非公開
二階






透かし彫りの欄間

床の間


各階ごとに微妙に細工を変えた精緻なつくりの障子の桟

二・三階は十畳で、一階同様接客用の部屋として利用されました。各階の床の間には「唐三銘木（黒檀・紫檀・タガヤサン）」が使われています。



一階

床の間






引き戸には趣向を凝らしたさまざまな細工がなされている

一階には四畳半の接客用の部屋があり、階段下には浴室もありましたが、現在は旭光形の装飾天井のみが残っています。

新河岸川の舟運と福岡河岸



江戸時代に川越と江戸を結んで始められた新河岸川の舟運。福岡河岸は沿岸に設けられた河岸場（船着き場）の一つです。

江戸・東京へ行く船では小麦やイモ類などの農作物を中心に運び、江戸・東京からは灰、米ぬかや肥料などを運びました。

福岡河岸には福田屋をはじめ３軒の回漕問屋があり、いずれも仲買商を兼ねていたため、河岸は周辺各地との物流拠点となって大いに賑わいました。

現在の東武東上線が開通し河川改修が行われると舟運の衰退は決定的となり、舟運は昭和初期にその役目を終えました。

ふじみ野市立 福岡河岸記念館

- 開館時間　10：00～16：00（5月～9月は16：30まで）
- 休 館 日　月曜日・年末年始
- 入 館 料　大人／100円（20人以上の団体は1人80円）
  小・中・高校生／50円

埼玉県ふじみ野市福岡3-4-2　☎049-269-4859
アクセス：東武東上線上福岡駅東口下車 徒歩20分

【離れ】二・三階 特別公開
通常は非公開の二・三階については、年に数回、特別公開します。特別公開日のみ、高校生以下は入館料無料です。公開日はホームページでご確認ください。

福岡河岸記念館 検索

文庫蔵 展示室



文庫蔵は、大福帳などの帳簿類を保管したり、年中行事・冠婚葬祭用の食器類を収納していました。常設の展示室として、船問屋のなりわいや、十代目星野仙蔵関連の使用品、剣道家としても知られた仙蔵と剣道場「明信館」などの関係資料を展示しています。

〈協力〉ふじみ野市立上福岡歴史民俗資料館　〈取材・写真撮影〉工藤健太郎



令和５年
４月１日発足

こどもまんなか社会を目指す
こども家庭庁



なぜ、こども家庭庁ができたの？



未来の担い手であるこどもや若者は、一人ひとりがとても大切な存在であり、健やかに幸せに成長できるよう、社会全体で支えていくことが重要です。そこで、大人中心の国や社会のかたちを「こどもまんなか」に変えていく司令塔として、こども家庭庁が誕生しました。

少子化や貧困、虐待などへの対応を一本化し、対応の遅れが指摘されていた縦割り行政解消へ。こども政策の新たな推進体制が期待されます。



～ こども政策で大事にすること ～

1 こどもや子育てをしている人の目線に立った政策を作ること

こどもの声をしっかり聴くとともに、子育て中の方の意見も聴いて、こどもや若者の社会との関わりを応援します。

2 すべてのこどもが心も身体も健康に育ち、幸せになること

「児童の権利条約」の内容に従い、すべてのこどもが幸せに成長していけるようにします。そのために家庭、学校、職場、地域の人たちが協力します。

3 誰ひとり取り残さないこと

虐待や貧困など、困難な状況にあるこどもを含めて、すべてのこどもが取り残されないようにします。



4 政府の仕組みや組織、こどもの年齢によって、こどもや家庭への支援が途切れないようにすること

こどもの抱える困難は単純ではなく、解決するにはいろいろな専門家の協力が必要です。こどもそれぞれの状況に合わせて、支援が途切れないようにします。

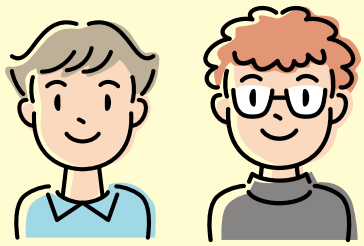
5 こどもや家庭が自分から動かなくても、必要な支援が届くようにすること

困っているこどもや家庭が声をあげられない場合があります。直接訪問したりSNS 等で自動通知したりするなど、さまざまな工夫をします。

6 こどもに関する調査・データを集め、それをしっかり政策に生かすこと

こどもの考え、こどもや家庭をとりまく状況、こどもを支える団体などについて集めた調査データを政策に生かします。また、数字だけではなくこどもの言葉も大切にします。

こどもや若者が自分らしく成長できる社会を目指して



こども家庭庁は

こども目線で考え、こどもが健やかに成長するための取り組みや困っているこどもへのサポートを進めます。

こども家庭庁が大切にする3つの姿勢



① こどもの目線、子育てをしている人の声を大切にすること
② 地方自治体（都道府県・市区町村）と協力すること
③ NPOや地域の人たちと話し合い、協力すること

〈こども家庭庁の体制〉

内閣総理大臣
こども政策担当大臣
こども家庭庁
こども家庭庁長官

こども家庭庁は、「内閣総理大臣」、「こども政策担当大臣」、「こども家庭庁長官」をリーダーにします。その人たちの下に、企画立案・総合調整部門、成育部門、支援部門の3つの部門を作ります。

企画立案・総合調整部門

全体の取りまとめ

❶ こどもや若者の意見を聴いた上でのこども政策全体の企画立案
❷ 地方自治体や民間の団体との協力　etc

成育部門

こどもの育ちをサポート

❶ 妊娠・出産の支援や母親と小さなこどもの健康の支援
❷ 保育所や幼稚園など小学校に入学する前のこどもの育ち
❸ 小中高生の居場所づくりや放課後児童クラブ
❹ こどもの安全（性的被害や事故の防止）　etc

支援部門

特に支援が必要なこどもをサポート

❶ こどもの虐待防止やヤングケアラー（家族にケアが必要な人がいるため、家事や家族の世話などを行っているこども）などの支援
❷ 血のつながった家族以外と暮らしているこどもの生活の充実や大人になって社会に出ていくための支援
❸ こどもの貧困やひとり親家庭の支援
❹ 障害のあるこどもの支援　etc

行政書士は、こどもの権利や幸せな未来など、国民の権利利益の実現に資するための社会的役割を担っています。日々のお困りごとなど、まずはお近くの行政書士へご相談ください。



特集

日本のシゴト



自助・共助を呼びかける防災行政

小川町は山や川などの豊かな自然に恵まれていて、とても魅力的な町です。しかし、この「恵」は時として豪雨、洪水、土砂災害などをもたらすということを、令和元年東日本台風で思い知らされました。ここ数年災害への関心が高まっていることもあり、台風の被害を経験した後の小川町が向き合っている「防災」について、小川町役場の防災地域支援課を取材させていただきました。

取材日：2022 年 12 月 22 日　埼玉県行政書士会　広報部 / 総務部

Q-1　小川町では、現在どのような防災の取り組みが行われているのでしょうか？

関口：小川町は埼玉県の中央部よりやや西に位置し、緑豊かな外秩父の山々に囲まれ、市街地の中央には槻川が流れています。このような地域特性を町民のみなさんに理解していただき、地域に応じた自然災害に対する事前準備を行うための周知・啓発活動をしています。

広報部：そちらの大きな冊子はハザードマップでしょうか？

関口：はい、町で作成したハザードマップです。ご家庭へ配布して、お手元に置いていただき、避難所はどこか、持ち出す物は何か、どのように行動したら良いかなど、通常時にも防災意識を持ち、常日頃から目に留めていただけるようにといろいろな工夫をしています。



ハザードマップと関口主幹

広報部：事前準備を町民の方々に行っていただく、というところをもう少し教えてください。

安藤：防災の取り組みでは、「自助・共助・公助」という言葉を使いますが、具体的には自助と共助の底上げですね。ハザードマップなどを使い、まず一人ひとりができる備えを確実にして、徐々にその輪を広げていきます。現在、76 行政区のうち 54 行政区に自主防災組織を設置し、地域のみなさんで真剣に考えていただいています。これが共助です。

広報部：76 行政区となりますと、かなり細かく分けたのでしょうね。それなら顔見知りの方々でまとまりそうです。

安藤：自治会単位を基本としています。ご近所、隣組、普段から仲の良い方々で協力しあい、いざという時に誰ひとり取り残さず、避難が遅れないよう支えあう体制を目指しています。公助の力は弱いですからね…。町民のみなさんには、できるだけ自分事として捉えていただき、自分の命は自分で守るという意識を大事にしていただいています。



熱く語る安藤主席主査

広報部：自助、共助、そして公助という言葉は、目にすることや聞くことが多くなりました。

安藤：他にも、新しい言葉で「防災レジリエンス」というのがあります。SDGs でいえば 11 番目の目標ですね。ルールや仕組みをしっかり構築して、わかりやすく「視える化」すること、そして繰り返しの啓発によるレベルアップが、やがて SDGs の目標達成に繋がります。

Q-2　令和元年東日本台風の前と後では、小川町の防災体制にどのような変化があったでしょうか？

安藤：東日本台風は、小川町にも大きな被害をもたらしましたので、町民のみなさんを含め、町職員にも相当のインパクトを残しました。それまで大きな災害が無い時期が続いていたため、この経験を機に、町職員もより一層気を引き締めて取り組むようになりました。地域のみなさんの防災意識も高まり、図らずも体制を再構築するには良い環境となりました。



台風で被災した橋

広報部：やはりターニングポイントはあったわけですね。

安藤：そうですね。その後も、線状降水帯や記録的短時間大雨情報を伴う集中豪雨など、急激な降雨災害の経験をしました。特に、令和 4 年 7 月の鳩山町を中心とした大雨はすごかった。今、みなさんの意識は非常に高まっているといえます。



行政書士は、無料相談会や被災時における
各種申請など様々な場面で支援しています。

行政書士とは災害時の被災者支援業務で信頼関係

Q-3 個々の防災への意識は高まってきたとの実感がありつつも、世代や地域の意識差はみられますか？

安藤：自治会単位の防災訓練への参加者をみると、やはり高齢の方が圧倒的に多い状況です。高齢の方は、避難に時間を要する場合が比較的多く、このような訓練に参加し、早め早めの避難意識を持っていただくことは非常に重要です。一方で、全ての地区において若い世代の顔がほとんど見えません。若い世代は何かと時間を確保することが難しいと思いますが、この点は解決したい課題の１つです。

広報部：その「若い世代」ですが、小川町は移住に関する相談件数が多いとお聞きしています。

安藤：町全体で人口が減少しており、現在、高齢化率は40％を超えています。５人に２人が高齢者です。町では、自然豊かな当町への移住を積極的に推進していますので、同時に防災への関心を少しでも持っていただけるよう、取り組みを進めていきたいと考えています。

Q-4 防災に関する情報や知識を、具体的にはどのような方法で町民へ届けているのでしょうか。

安藤：基本となる周知・啓発活動は、ハザードマップの配布と防災訓練になりますが、防災月間となる９月には広報紙に特集を組んだり、ホームページやおがわ情報メールでも情報提供しています。また、「おがわ学」という町内の児童・生徒を対象とした地域学の授業を通じて、発達段階に応じた地域防災に関する学びの場を提供することで、その学びが子から親へと広がり、若い世代が関心を寄せてくれることを期待しています。なお、急を要する情報は、町内83箇所に設置した防災行政無線で対応しています。無線が聞こえないエリアには個別受信機を用意し、併せて通話料無料の音声確認サービスを活用することで、町内全域をカバーしています。今後も情報発信手段の多重化を進めていきます。

Q-5 発災時に激増する被災地行政の負担を少しでも軽減するために、行政書士会ができることはありますか？

安藤：令和元年東日本台風では、罹災証明・被災証明の受付にご協力いただきました。今後、災害が発生した時には、各種申請の受付や発行書類の整理、可能であれば身内がお亡くなりになられた方への相談業務、心のケアや生活再建に向けた第一歩へのサポートなどをご協力いただけると助かります。



当時の被災者支援の様子


関口治夫 主幹


安藤朋男 主席主査


久保明 課長

広報部：ご要望をしっかり受け止めます。平時には毎月の無料相談会などで、発災時には駆けつけて、お困りの方に寄り添う支援を行うべく研鑽に努めます。

Q-6 最後に、町民の方にお伝えしたいことを一言お願いします。

久保：自分で自分の命を守る。この意識を持っていただきたいのです。町としても全力を尽くしますが、公助には限界があることを知ってもらい、我々と一緒に自助・共助に積極的に取り組んでいきましょう。

総務部：埼玉県行政書士会は埼玉県及び県内全市町村の64自治体と被災者支援協定を結びました。災害が発生し、要請を受ければ、速やかに災害本部を立ち上げます。罹災・被災証明をはじめ、相続、自動車などの手続きを支援するための相談員派遣を迅速に行います。

また、締結当時の担当者などが異動されていることも想定し、次の段階を視野に入れています。弊会の23支部、会員数約2,500名の力で、被災者支援相談員を送り出します。幸い、小川町と弊会東松山支部との間では、強い信頼関係が築けていると感じます。なにより被災者支援の実績があり、その経験を活かすことができます。必ずご期待にお応えいたします。本日はありがとうございました。

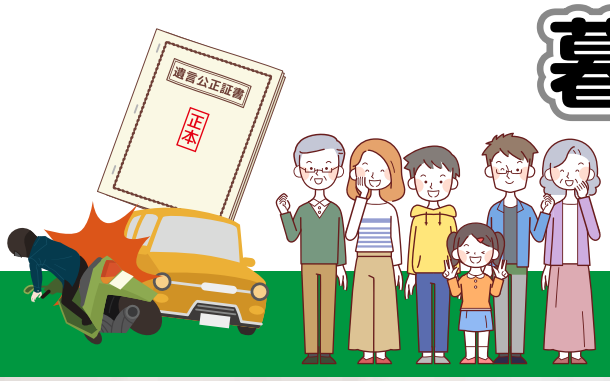
取材協力　小川町役場 防災地域支援課

埼玉県比企郡小川町大字大塚55　☎0493-72-1221
https://www.town.ogawa.saitama.jp

武蔵の小京都　おがわ

手漉き和紙や酒造、有機農業への取り組みでも知られる小川町は、都心から電車で約１時間。豊かな自然と多様性あふれるコミュニティが魅力で、移住への相談件数では県内でも１位（2021年）となっており、新しいものを生み出す力を秘めた場所としても注目されています。

協力・写真提供：小川町役場 防災地域支援課　写真撮影：吹井 久仁子



暮らしや事業に関するお近くの行政書士に

暮らしのサポート

相続・遺言
遺産分割協議書・遺言書案作成・相続人や相続財産の調査 など

離　婚
離婚協議書 など

成年後見
任意後見契約書案作成・後見制度の相談 など

交通事故
自賠責保険金請求・事故調査報告書 など

たのんでよかった！
街の法律家 行政書士



各種契約書
金銭消費貸借契約書・売買契約書・賃貸契約書 など

外国人関係
在留資格認定証明書交付申請・在留資格変更・在留期間更新・永住許可・帰化許可 など

内容証明
貸金返還請求・滞納賃料の支払請求・債権譲渡・クーリングオフ など

裁判外紛争解決
離婚・相続・交通事故・敷金返還に関する紛争
※行政書士 ADR センター埼玉が対応します。

行政書士 Q&A

Q 行政書士って主にどんな仕事をしているのですか?

A 国や県・市町村・警察署などに提出する書類をみなさまに代わって作成したり、提出の手続きを行うことが主な仕事です。
※行政書士は法律にもとづく国家資格者です。

Q 官公署に提出する書類以外には、どんなものがありますか?

A 権利義務や事実証明に関する書類、たとえば「契約書」「内容証明」「会社設立関係書類」などの作成も行政書士の仕事です。

Q 特定行政書士とはどういう人ですか?

A 行政書士が書類を作成し、官公署に提出した許認可等について、「行政不服申立て手続きの代理」を行うことができる行政書士をいいます。

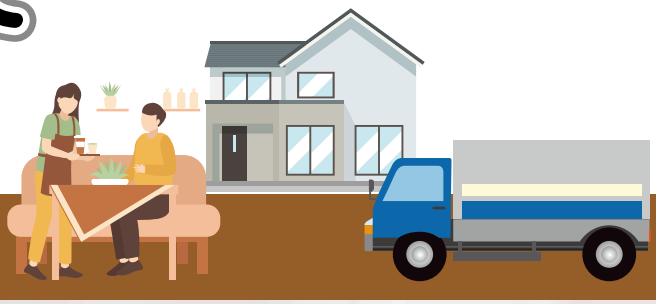
Q 書類の作成や提出以外には、どのような仕事がありますか?

A みなさまからの様々な権利義務や事実証明について相談に応じることも大切な仕事です。

Q 仕事をお願いした場合、個人情報やプライバシーは守ってもらえますか?

A 行政書士には、法律により守秘義務が課せられています。プライバシーや仕事上の秘密が漏れることはありません。安心してご依頼ください。

相談から手続きまで お任せください!



事業のサポート

建設業
建設業許可・経営事項審査・入札参加資格審査 など

土地・建物利用
農地転用許可・開発許可 など

産業廃棄物
産業廃棄物処理業許可（収集運搬・中間処分 ほか）など

自動車関連
運送事業（バス・トラック・タクシー）・特殊車両通行許可・車庫証明・自動車登録・ナンバー変更・出張封印代行 など

古物商
古物商許可（リサイクルショップ ほか）

宅建業
宅地建物取引業者免許

法人設立
株式・合名・合資・合同・医療・宗教・一般社団・NPO など

飲食店・宿泊施設
飲食店営業許可・民泊の届出・旅館業 など

風俗営業
風俗営業許可（キャバクラ・マージャン・パチンコ店 ほか）など



県内各地で定期的に行政書士の無料相談会が行われています。場所や日程などは、ホームページをご覧ください。なお、会場によっては事前予約が必要となります。また、会場や開催日が変更になる場合がありますので、お気軽にお問い合せください。

※新型コロナウイルスの感染拡大状況等によって、会場の変更や相談会の延期、または中止の可能性があります。事前にご確認ください。

行政書士定期無料相談会を開催しています

詳細はホームページでご覧いただけます▶



※ホームページのレイアウト等は変更されることがあります。

お近くの行政書士をご活用ください!



埼玉県行政書士会は、4つの管轄地区（色分けされたマップを参照）で、各支部が皆さまのご要望に対応させていただいております。お問い合せ・ご相談の際はお住まいの地区の「埼玉県行政書士会 各支部」にご連絡ください。

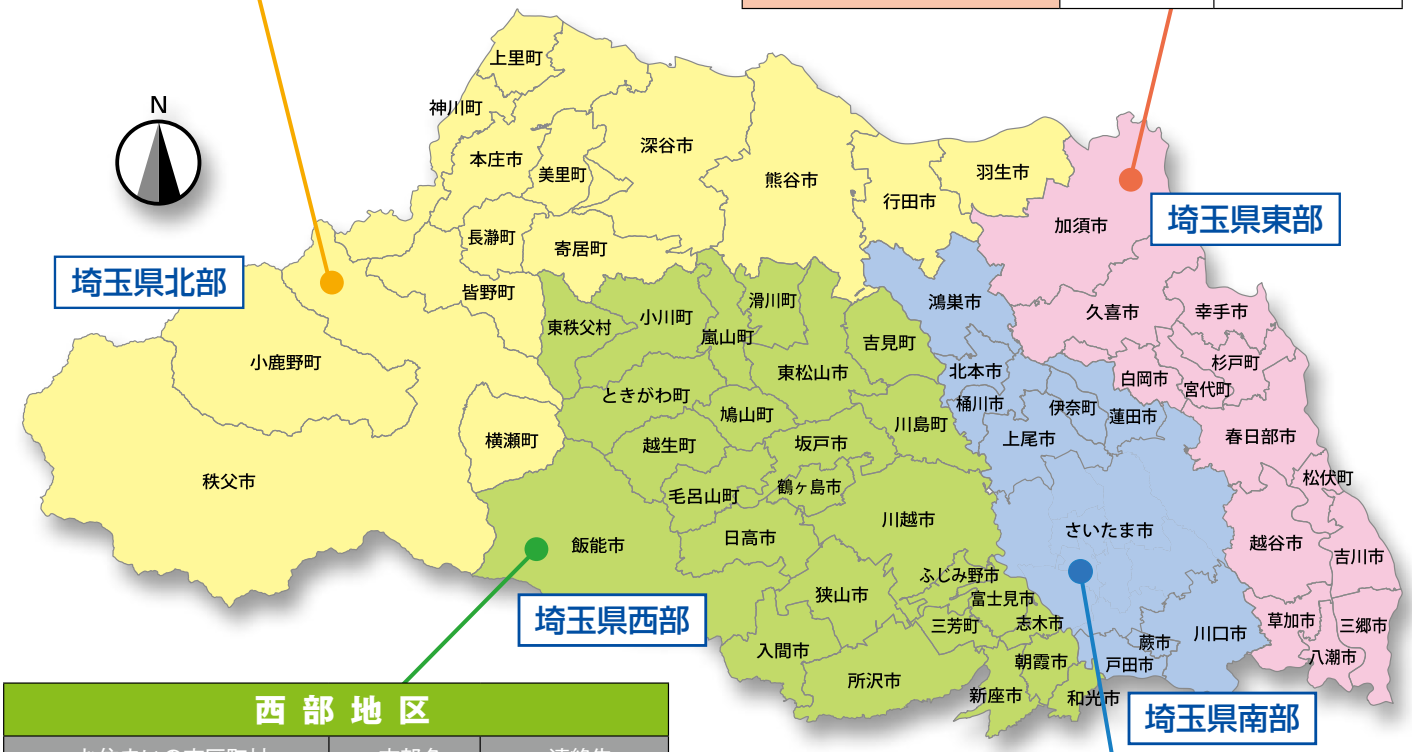
また、「埼玉県行政書士会」ホームページでも、支部の検索ができます。

北部地区

お住まいの市区町村	支部名	連絡先
熊谷市	熊谷支部	048-588-6665
深谷市、本庄市、美里町 神川町、上里町、寄居町	県北支部	048-594-8209
秩父市、横瀬町、皆野町 長瀞町、小鹿野町	秩父支部	080-9286-1154
行田市、羽生市	埼北支部	048-580-7391

東部地区

お住まいの市区町村	支部名	連絡先
春日部市、幸手市、杉戸町 宮代町	春日部支部	048-812-5092
越谷市	越谷支部	048-979-7198
吉川市、三郷市、松伏町	吉川支部	048-983-2102
久喜市、加須市、白岡市	埼葛支部	0480-53-4798
草加市、八潮市	草加支部	048-922-0562



西部地区

お住まいの市区町村	支部名	連絡先
川越市	川越支部	049-234-6394
東松山市、滑川町、嵐山町 小川町、ときがわ町、川島町 吉見町、鳩山町、東秩父村	東松山支部	0493-59-5011
富士見市、ふじみ野市 三芳町	東入間支部	049-290-4205
狭山市、入間市	狭山支部	04-2968-8422
所沢市	所沢支部	04-2937-7610
飯能市、日高市	飯能支部	090-9859-4969
坂戸市、鶴ヶ島市 毛呂山町、越生町	西入間支部	049-289-7144
朝霞市、志木市、新座市 和光市	朝霞支部	048-462-2666

南部地区

お住まいの市区町村	支部名	連絡先
さいたま市浦和区・緑区・ 南区・桜区・中央区	浦和支部	048-827-0465
川口市、蕨市、戸田市	川口支部	048-223-9840
さいたま市大宮区・西区・ 北区・見沼区	大宮支部	048-687-7681
上尾市、桶川市、伊奈町	上尾支部	048-776-3367
さいたま市岩槻区、蓮田市	岩槻支部	048-757-6336
鴻巣市、北本市	鴻巣支部	048-577-5183

ホームページからも支部を検索！

埼玉県行政書士会

検索例





岩槻支部	さいたま市岩槻区、蓮田市
鴻巣支部	鴻巣市、北本市
北部地区	
支部名	管轄市区町村
熊谷支部	熊谷市
県北支部	深谷市、本庄市、美里町、神川町、上里町、寄居町
秩父支部	町、小鹿野町
埼北支部	行田市、羽生市

支部名をクリック



※ホームページのレイアウト等は変更されることがあります。

IRODORI COMYUNAS
彩りコミュナス
埼玉県行政書士会情報誌

創刊号から最新号まで、ホームページで読むことができます。



地域紹介ページでは、各地の見どころを紹介しています。



行政書士のさまざまな業務や、知ってためになる情報も掲載。





さまざまな団体や企業様を訪問。インタビューを行い、業務内容を伺って日本のシゴトを紹介しています。



役所への手続き

事業を始めたい

車を地元ナンバーに変更

事業継承の相談をしたい

遺言・相続・成年後見

営業許可を取得したい



行政書士
くらしまもる

それ、行政書士にお任せください！



主な取扱業務

- 遺産分割協議書
- 遺言書作成サポート
- 成年後見サポート
- 各種契約書
- 内容証明
- 建設業許可
- 運送業許可
- 宅地建物取引業免許
- 産業廃棄物処理業許可
- 風俗営業許可
- 法人設立
- 入国・在留手続
- 帰化申請
- 補助金・助成金・給付金申請サポート
- 自賠責保険請求書
- 車庫証明



日本行政書士会連合会
公式キャラクター
ユキマサくん

行政書士は街の身近な法律家

暮らしと事業の手続きは行政書士へ

埼玉県行政書士会

お問い合せ
048-833-0900
さいたま市浦和区仲町3-11-11

法務大臣認証第114号

ホームページもご覧ください。 https://www.sglsa.jp/

行政書士ADRセンター埼玉

裁判外紛争手続 ☎048-833-1132

彩りコミュナス Vol.22　令和5年4月1日発行
編集・発行：埼玉県行政書士会 https://www.sglsa.jp

埼玉県行政書士会
〒330-0062 さいたま市浦和区仲町3丁目11番11号
TEL.048-833-0900　FAX.048-833-0777

お問い合せや手続のご依頼は